

児童生徒就学援助費

II 受給手続きは4月30日まで II

経済的理由により就学困難な小・中学校の児童、生徒に対して市が、学用品費などの支給を行い、就学を奨励しようとする制度です。

就学援助を受けるには、「受給申請書」を提出し、認定を受けなければなりません。受給を希望する保護者は「受給申請書」を提出してください。また、現在受給されている方も新しく申請が必要です。

【受給申請用紙】各小・中学校と市教育委員会学校課（横須町2番14号）にあります。

【添付書類】審査にあたり世帯全員の所得額が必要ですので、給与所得者の方は源泉徴収票（平成19年分）を添付してください。（コピー可）。

【提出期限】4月30日（水）（期限以降に提出された場合は追加申請として取り扱います）

【提出先】通学している学校または市教育委員会学校課

詳しくは、市教育委員会学校課（教育委員会庁舎2階☎32・3811）まで。

介護相談員（ボランティア）を募集します

小松島市では、平成20年度より介護相談員派遣事業を実施します。つきましては、左記の内容でボランティアとして活動する介護相談員を募集します。

【活動内容】月3回程度（1回あたり3～4時間程度）市内の介護保健施設などを訪問し、利用者の話を聴いたり、気づいたことや意向を施設などに伝え、調整をする活動を行います。また、活動費として交通費程度を支給します。

【募集人数】若干名

【募集対象】小松島市内に居住し、高齢者の保健・福祉・医療に关心のある人（ただし、介護保健施設等に勤務している方は除きます）

【応募方法】市販の履歴書に写真を添付し、4月30日（水）までに〒773-8501小松島市横須町1番1号 小松島市役所介護福祉課宛に郵送されるか、または直接来庁し提出してください。
※提出された書類は返却しません。
面接・選考により決定された方は、市が指定する研修（一週間程度の研修）を受講し、介護相談員として登録、活動することになります。
詳しくは、市介護福祉課介護保険係（市役所1階☎32・3507）まで。

平成20年度土地・家屋価格等 縦覧簿の縦覧および固定資産 課税台帳の閲覧を行っています

市では、地方税法第416条および第382条の2の規定により、縦覧帳簿の縦覧および課税台帳の閲覧を行っています。

土地価格等縦覧帳簿（非課税または免税点未満は除く）には、所在、地番、地目、地積、価格を家屋価格等縦覧帳簿（非課税または免税点未満は除く）には、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格をそれぞれ記載しており、所有者以外の土地または家の帳簿も縦覧できます。

また、従来から行わってきました固定資産課税台帳の縦覧は、固定資産課税台帳の閲覧として同様に行い、借地借家人等も閲覧できます。

期間

縦覧帳簿の縦覧 4月1日（火）から6月2日（月）まで

固定資産課税台帳の閲覧 4月1日（火）から

※縦覧期間中の閲覧は無料です。「縦覧期間中以外は手数料が必要となります。」

（午前8時30分～午後5時15分。ただし、土曜、日曜、祝祭日は除きます。）

縦覧・閲覧できる人

納税者（所有者および相続人）、納稅管理人。前記以外の人および法人名義分を閲覧する人は、納稅者の印鑑または委任状が必要です。

なお、縦覧では、土地については土地の納稅者、家屋については家屋の納稅者、両資産の納稅者は両方の縦覧ができます。

また、借地借家人等は、縦覧をすることができません。

縦覧・閲覧場所

市税務課（市役所1階）

持参するもの

印鑑または運転免許証・納稅通知書・保険証など本人と確認できるもの。借地借家人等は、当物件の賃貸借契約書・領收書などの書面で権利関係が確認できるもの。

詳しくは、市税務課固定資産税係（市役所1階☎32・2115）まで。